

令和元年度 施策評価表(平成30年度決算評価)

施策名: 障害者支援
 施策番号: 08 - 01

1 基本情報

施策名	08 障害者支援	展開方向	01 障害のある人の日常生活を送るための支援など、地域での在宅生活を支えます。
主担当局	健康福祉局		

2 目標指標

指標名	方向	目標値 (R4)	実績値							進捗率 (H30)
			H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1~R4	
A 障害のある人が日常生活を送るための地域の環境が整っていると感じる市民の割合	↑	44.1 %	29.0	37.3	32.3	39.0	34.5	35.3		80.0%
B グループホームの利用者数	↑	391 (H32) 人	197	217	243	264	279	300		76.7%
C 成年後見制度利用支援事業の利用者数	↑	53 人	11	15	15	15	36	29		54.7%
D										
E										

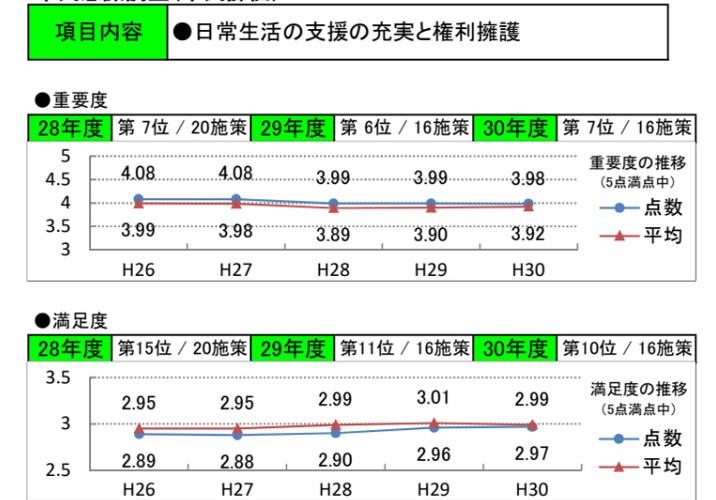
5 担当局評価

<p>これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(平成30年度実施内容を記載)</p> <p>行政が取り組んでいくこと ■ 日常生活の支援の充実と権利擁護 総合戦略 ④</p> <p>【適正なサービスの給付等】 (目的) 日常生活を営むために必要な福祉サービス等を提供することにより、障害のある人の地域生活を支援する。 (成果) ①障害福祉サービスの居宅介護等の利用者数は、第5期障害福祉計画の計画値に対して約97%の実績(平成30年度:1,682人)となっており、利用希望者に対して一定のサービスが提供されている。(参考:障害福祉サービス全体の支給決定者数 4,324人) ②児童発達支援と放課後等デイサービスの利用者数は、第5期障害福祉計画の計画値に対して約91%の実績(平成30年度:1,204人)となっており、障害のある児童の療育支援に寄与している。(参考:障害児通所支援全体の支給決定者数 1,505人) ③兵庫県からの障害児通所支援事業所の指定権限委譲に対応するため、体制整備を図った。 ④サービス給付については、基幹相談支援センター(南北保健福祉センター)が中心となって、支給決定基準(ガイドライン)の周知と確実な運用に取り組むとともに、基準を超える支給量を決定する際は、医療や福祉の学識経験者等で構成する審査会で意見を伺うなどし、利用者の心身の状況等に応じた適正なサービス提供となるよう取り組んだ。(目標指標A) (課題) ②令和元年10月に開設する子どもの育ち支援センター(いくしあ)の取組等によって、発達に課題を抱える子どもの療育支援ニーズが高まることも想定されるため、それらへの的確な対応や支援が求められる。 ③平成30年4月の児童福祉法の一部改正により、児童発達支援と放課後等デイサービスの新規事業所の指定については、各市町において必要量を定め、必要性を勘案した上で行うこととされたため、今後は一層のニーズ把握やサービスの質の担保が求められる。 ④障害福祉サービス等の給付にあたっては、未だガイドラインの趣旨や内容が十分に理解されていない事例がある。</p> <p>【グループホーム、地域生活支援拠点等】 (目的) 地域で安心して暮らしていくための基盤を整備することにより、障害のある人の地域生活を支援する。 (成果) ⑤平成30年度から新たに「グループホーム等新規開設サポート事業」を実施して、市内開設の一層の促進を図ってきており、第5期障害福祉計画の計画値に対して約93%の実績(平成30年度:300人)となっている。(参考:平成30年度末の市内定員数 413人)(目標指標B) ⑥障害者計画等に掲げるグループホームに係る目標の達成に向けて、市内グループホームの利用状況調査や障害当事者を対象としたアンケート調査の結果を踏まえた「今後の具体的な整備方策」をまとめた。また、平成30年度の障害福祉サービス等の報酬改定で創設された「日中サービス支援型グループホーム」の市内整備に向けて、他都市の事例を参考にしながら、施設の設定・運営基準について検討を行った。 ⑦「障害者安心生活支援事業」等の実施により整備した「地域生活支援拠点(面的整備型)」については、コーディネーターが中心となり、平成30年度は関係事業所のネットワーク会議を4回開催するなどして、事業所情報の把握や利用(空き)状況の公表等に取り組んだ。また、緊急時の相談対応や保護者の急死等による緊急一時保護(平成30年度:2件・延べ9日間)に取り組んだ。 (課題) ⑤⑥施設等から地域生活への移行や「親亡き後」の生活を見据えて、グループホームの一層の整備が必要となっており、特に、障害のある人の重度化や高齢化に対応できるグループホームの整備が求められている。 ⑦「地域生活支援拠点」については、これまでの取組による課題や成果の検証を進めながら、緊急時を含め、必要な時にグループホームや短期入所等が円滑に利用できるよう、拠点機能の一層の向上が求められている。</p> <p>【権利擁護】 (目的) 権利擁護のための取組を進めていくことにより、障害のある人の地域生活を支援する。 (成果) ⑧成年後見制度については、南北保健福祉センター内の成年後見等支援センターで相談や申し立て支援を行い、また事業所や当事者家族など幅広く啓発活動を行った。なお、平成30年度の成年後見制度利用支援事業の利用者数は29人となっている。(目標指標C) ⑨南北保健福祉センターを障害者虐待防止センターと位置付けて、常時の通報受付体制を確保しており、平成30年度の通報・相談件数は47件(うち、虐待認定 5件)となっている。また、当該センターや緊急通報先の周知を図るため、パンフレットやチラシを作成し、公共施設へ設置するほか、相談支援事業所や当事者が集まる会議体等で配布した。 (課題) ⑧潜在的なニーズはあるものと思われるが、制度の周知や理解が充分ではないことなどが、実際の利用につながらない要因と考えられる。 ⑨障害者虐待防止法の認知度は、平成29年7月に実施したアンケート調査結果で12.8%(参考:平成26年3月 16.9%)と低い状況にあるため、周知・啓発が課題となっている。</p>
--

3 主要事業一覧

平成31年度 主要事業名	
1	社会福祉施設等施設整備費補助金
2	
3	
4	
5	
平成30年度 主要事業名	
1	グループホーム等新規開設サポート事業
2	
3	
4	
5	
平成29年度 主要事業名	
1	障害者安心生活支援事業
2	重症心身障害者通園事業体制維持補助金
3	障害者虐待防止対策事業
4	
5	

4 市民意識調査(市民評価)



6 評価結果

<p>令和元年度(平成31年度)の取組</p> <p>【適正なサービスの給付等】 ②③障害児通所支援については、子どもの育ち支援センター(いくしあ)とも連携を密に図りながら、適正なサービス給付による療育支援に取り組む。また、児童発達支援と放課後等デイサービスの事業所指定のあり方等について検討していくとともに、権限移譲後の指導監査の体制整備や実地指導等を通じた事業者のサービスの質の向上に取り組んでいく。 ④サービスの適正給付に向けては、引き続き、基幹相談支援センターを中心にガイドラインの一層の周知や確実な運用に取り組んでいく。</p> <p>【グループホーム、地域生活支援拠点等】 ⑤⑥グループホームの整備促進に向けては、引き続き、既存事業を有効に活用することで、市内整備の促進を図っていく。また、障害のある人の重度化・高齢化に対応する「日中サービス支援型グループホーム」については、国の補助制度を活用して、令和2年度までに1か所の整備を目指す。 ⑦「地域生活支援拠点」については、拠点機能が円滑かつ効果的に発揮できるよう、引き続き、各機能を担う支援機関等との協議を進めていく。また、ネットワーク会議を定期的に開催し、グループホームや短期入所の利用状況等の共有を図るほか、緊急時(災害を含む)の対応や相談支援との連携など、様々な制度・サービスに係る研修会や意見交換会を行うことで、拠点機能の強化に繋げていく。</p> <p>【権利擁護】 ⑧成年後見制度については、国が本人の状況に応じて適切な制度利用が図られるよう制度変更を進めているところであり、成年後見等支援センターにおいて引き続き、制度利用の啓発に取り組むとともに、相談支援事業所などの連携を密にして支援につなげていく。 ⑨障害者虐待の防止対策については、引き続き、障害者虐待防止センターにおいて、OJTによる人材育成に努めるとともに、夜間・休日であっても緊急対応が円滑に行えるよう、支援機関との連携強化に取り組む。また、当該制度や緊急通報先の一層の周知に向けては、これまでの取組に加え、指定事業所が参画するネットワーク会議で研修会を実施するなど、より効果的な方法を取り入れていく。</p>	<p>・障害福祉サービス等については、支給決定基準(ガイドライン)に基づき、利用者のニーズに応じたサービス提供に取り組んでいる。引き続き事業者に向けて、支給決定基準(ガイドライン)の周知を行い、適正なサービスの提供に向けた取組を進めていく。</p> <p>・子どもの育ち支援センター(いくしあ)の開設にあたっては、同センターと基幹相談支援センター(南北保健福祉センター)等が円滑な連携を図り、発達に課題を抱える子どもへの総合的な支援を推進する。</p> <p>・日中支援型を含むグループホームについては、法人が新規開設・運営する上での課題等の把握を進めながら、整備促進に取り組んでいく。</p>
<p>主要事業の提案につながる項目</p>	

令和元年度 施策評価表(平成30年度決算評価)

施策名: 障害者支援
 施策番号: 08 - 02

1 基本情報

施策名	08 障害者支援	展開方向	02 相談の体制を充実するとともに、適切な支援につなぐための橋渡しを行います。
主担当局	健康福祉局		

2 目標指標

指標名	方向	目標値 (R4)		実績値						進捗率 (H30)	
				H25	H26	H27	H28	H29	H30		R1~R4
A サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の作成達成率	↑	100	%	—	2.0	14.1	22.3	42.1	62.2		62.2%
B 委託相談支援事業所における延べ相談回数	↑	—	回	14,302	17,581	17,826	19,020	20,313	20,780		—
C 委託相談支援事業所等における発達障害の人等の相談者数	↑	—	人	133	156	213	230	222	223		—
D											
E											

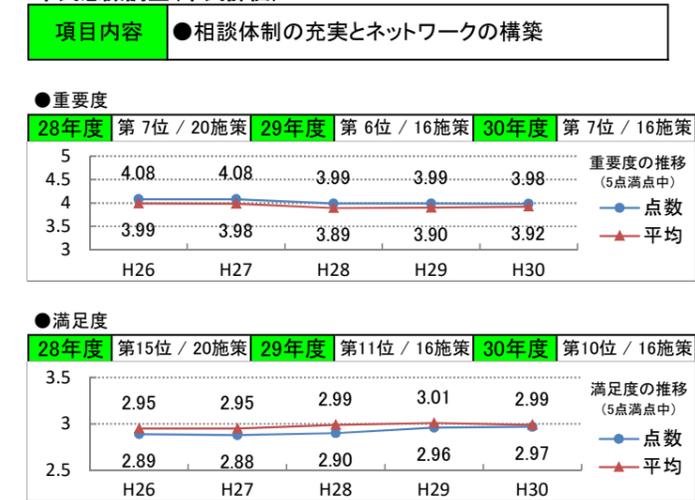
5 担当局評価

<p>これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(平成30年度実施内容を記載)</p> <p>行政が取り組んでいくこと ■相談体制の充実とネットワークの構築 総合戦略 ④</p> <p>【相談体制の充実】 (目的)日常生活やサービスに係る相談に応じ必要な情報等を提供することにより、障害のある人の地域生活を支援する。 (成果)①基幹相談支援センター(南北保健福祉センター)等が中心となり、「サービス等利用計画」と「障害児支援利用計画」(以下「利用計画」という。)の作成促進に向けて、担当者会や「グループ勉強会」、「書き方教室」を定期的に開催するほか、個別の相談対応も行うことで、相談支援事業所の人材育成や連携強化に取り組み、平成30年度末の作成達成率は62.2%(5,829人に対して3,623人を作成)と大幅に増加した。(目標指標A) ②委託相談支援事業所の延べ相談回数(平成30年度:20,780回)や当該事業所等における発達障害の人等の相談者数(平成30年度:223人)は、支援を必要とする人の増加や諸制度の周知・普及等に伴い、近年高い水準で推移している。一事業所だけでは対応が困難なケースについては、他の支援機関とも連携を図りながら、その対応や支援にあたった。(目標指標B・C) ③委託相談支援事業所の連絡会を毎月開催し、事業所間の情報共有を図るとともに、基幹相談支援センターに配置した相談支援専門員が事例検討や研修等を企画・立案することで、相談員のスキルアップを図った。 (課題)①利用計画の作成達成率は着実に増加しているが、全支給決定者・児への計画作成に向けては、指定相談支援事業所の相談支援専門員が不足している。 ②令和元年10月に開設する子どもの育ち支援センター(いくしあ)の取組等によって発達に課題を抱える子どもの相談支援ニーズが高まることが想定される。また、高齢化に伴い親元からの自立等が増えていくことも想定されるため、それらへの的確な対応や支援が求められる。 ③相談回数の増加や相談内容の複雑化・専門化に対応するため、委託相談支援事業所においては、相談員の人材確保やスキルアップが課題となっている。</p> <p>【ネットワークの構築等】 (目的)地域の支援体制等の協議を行うネットワークの構築等により、障害のある人の地域生活を支援する。 (成果)④本市の相談支援体制の中心的役割を担う委託相談支援事業所が事務局となり、障害当事者をはじめ地域の様々な関係者で構成する「自立支援協議会」や、4つの部会等を定期的に開催して、社会資源の情報や支援体制に係る課題等の共有や連携の強化を図った。 ⑤「相談支援」、「就労支援」、「地域生活支援」の中核を担う本市の委託機関が中心となり、事業所のネットワーク会議等を定期的に開催して情報共有や連携強化を図った。また、平成30年度は緊急時の受入や市内グループホームの運営状況など「地域生活支援」の取組や課題を「相談支援」の担当者会や自立支援協議会の部会等で報告・協議するなど、より横断的な取組を行った。 ⑥医療的ケア児への適切な支援に向けて、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係者が連携調整を行う「協議の場」を設置するため、阪神間の各市や市内の関係機関等と今後の進め方や協議内容等について意見交換を図った。 ⑦「尼崎市障害者計画・障害福祉計画」については、毎年度の計画の推進状況等を把握するため、PDCAサイクルを導入し、「自立支援協議会」等に加え、平成30年度からは「手話言語条例施策推進協議会」にも意見を伺うなどの方法により、評価等の妥当性の検証や必要な改善等についての検討を進めた。 (課題)④⑤⑥本市の障害者支援に係る会議体は非常に多く、その開催頻度も高くなっている。また、今後は「医療的ケア児支援のための協議の場」の設置・運営に加えて、令和2年度までに「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた保健、医療、福祉関係者による協議の場」を設置する必要があるため、参加が重複する支援機関や事務局の負担軽減が課題となっている。 ⑦現行計画(令和2年度まで)の改定にあたっては、次期計画がより地域の実態やニーズに即したものとすよう、アンケート調査の効果的な実施・活用について検討していかなければならない。</p>

3 主要事業一覧

平成31年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
平成30年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
平成29年度 主要事業名	
1	障害者(児)相談支援事業
2	
3	
4	
5	

4 市民意識調査(市民評価)



6 評価結果

<p>令和元年度(平成31年度)の取組</p> <p>【相談体制の充実】 ①利用計画の作成促進に向けては、引き続き、基幹相談支援センター等が中心となり、研修会や連絡会等を継続的に開催するとともに、養成研修を実施する兵庫県にも働きかけながら、相談支援事業所の人材育成や確保、連携強化に取り組む。また、質の高い利用計画の作成や達成率の一層の向上を図るためには、その中心を担う委託相談支援事業所の体制整備や連携・協力が不可欠であるため、今後の進め方等について、各事業所と協議を重ねていく。 ②③今後も高まる相談支援ニーズに対応するため、引き続き、委託相談事業所の連絡会を定期的に開催し、基幹相談支援センターの相談支援専門員がより効果的な研修等を企画・実施するなどして、相談員の知識や支援力の向上に取り組む。また、子どもの育ち支援センターとも連携を密に図りながら、発達に課題を抱える児童の切れ目のない支援に取り組むとともに、委託相談支援事業所等と本市の相談支援体制のあり方について共有を図ることで、一層の連携強化に繋げていく。</p> <p>【ネットワークの構築等】 ④⑤本市の障害者施策の推進に向けては、引き続き、「地域生活支援拠点」の中核を担う支援機関が中心となり、自立支援協議会や事業所のネットワーク会議等を定期的に開催・運営していくことで、障害当事者や地域の関係機関による協議の場を継続していく。また、各会議体の活性化や横断的な取組の推進に加え、今後も増加する会議体の整理や参加が重複する支援機関等の負担軽減についても検討を進め、より効果的かつ効率的な運営体制となるよう協議していく。 ⑥医療的ケア児への適切な支援に向けては、自立支援協議会に新たに関係機関を加えて、まずは市域における医療的ケア児の実態把握や課題抽出、支援機関の連携等について協議していく。また、現在、兵庫県が委託する阪神南・北圏域コーディネーターで検討が進められている「市域と圏域の役割やすみ分け」についても県と協議しながら、その整理を進めていく。 ⑦「尼崎市障害者計画・障害福祉計画」については、これまで行ってきた「評価・管理シート」の取組や「尼崎市総合計画」との連携、アンケート調査の手法や結果等について改めて検証し、次期計画の策定に向けた準備を進めていく。</p>	<p>・利用計画については、障害特性に応じた適正なケアマネジメントが提供されるよう、引き続き作成率の向上に向けた取組を進めていく。</p>
--	---

主要事業の提案につながる項目

<p>【相談体制の充実】 ①②③利用計画の作成の促進や増加する相談件数への対応に向けては、引き続き、現行の取組や利用計画の進捗状況等の検証を進めるとともに、委託相談支援事業所の体制強化も含めて、より効果的な相談支援体制について検討していく。</p>
--

令和元年度 施策評価表(平成30年度決算評価)

施策名: 障害者支援
 施策番号: 08 - 03

1 基本情報

施策名	08 障害者支援	展開方向	03 地域における交流の促進や移動の支援など、障害のある人の社会参加を促進します。
主担当局	健康福祉局		

2 目標指標

指標名	方向	目標値 (R4)		実績値							進捗率 (H30)
				H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1~R4	
A 委託就労支援機関を通じた就労者数	↑	55	人	35	30	36	44	35	54		98.2%
B 障害者優先調達推進法に基づく調達実績件数	↑	12 (R2)	件	4	5	6	8	7	8		66.7%
C 意思疎通支援事業に係る養成講座修了者数	↑	80	人	26	30	43	50	39	62		77.5%
D											
E											

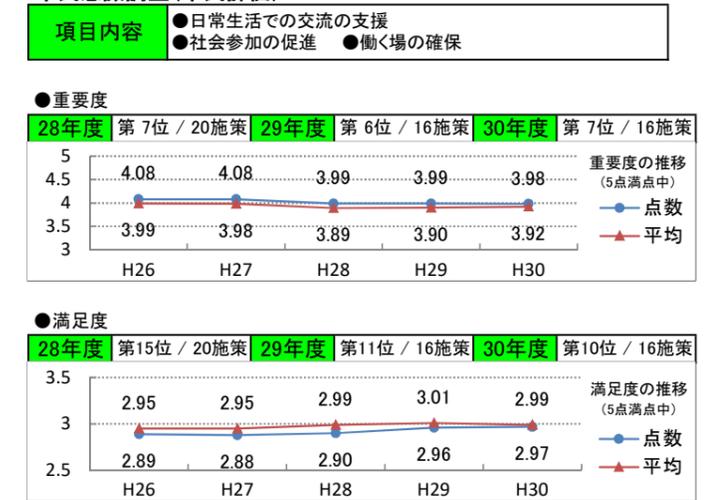
5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(平成30年度実施内容を記載)	総合戦略	
行政が取り組んでいくこと ■日常生活での交流の支援 【交流・活動支援】 (目的)地域における交流や活動機会の提供を支援することにより、障害のある人の社会参加を促進する。 (成果)①地域交流の場となる「市民福祉のつどい(ミーツ・ザ・福祉)」については、「提案型事業委託制度」によるイベントの活性化を図ったこと等で、近年の来場者数は増加しており、新たな交流が生まれた。 ②障害のある人や地域の関係団体等による活動を支援するため、新たに「自発的活動支援事業」を実施し、5団体に補助を行った。(課題)②「自発的活動支援事業」については下半期からの実施であったため、申請団体数が少なかった。	総合戦略	-
行政が取り組んでいくこと ■社会参加の促進 【差別解消・コミュニケーション支援】 (目的)差別解消や障害特性に応じたコミュニケーションを支援することにより、障害のある人の社会参加を促進する。 (成果)③差別解消に係る制度周知を図るため、公共施設の窓口や当事者団体、地域の関係機関に啓発用リーフレットを配布するとともに、「障害者差別解消支援地域協議会」を開催し、障害特性や必要な配慮等を分かりやすく説明する啓発用パンフレットの作成や更なる周知方法等について協議を行った。 ④意思疎通支援者の派遣調整を行う「尼崎市聴覚障害者コミュニケーション支援センター」を市役所内(本庁舎中館1階)に移転し、コーディネーターを増員することで、相談窓口(機能)を付加した。また、意思疎通支援者の派遣実績は平成30年度で1,207件・99人となっており、利用人数は増加傾向にある。 ⑤手話通訳者養成講座の受講機会の拡大等を進めてきており、平成30年度は新たに通訳Ⅲ講座を開講して通訳者の実践力の向上を図った。なお、修了者数は増加している。(目標指標C) ⑥「尼崎市手話言語条例」に基づき、新たに市民等向けの手話講習会を開催(計10回)するほか、講習会等で活用できるハンドブック等の作成に取り組んだ。また、条例の施策推進協議会を開催し、手話やろう者への理解、手話の普及等に向けた協議を進めた。 ⑦障害特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進に向けて、先進市の検討経過や取組等を調査し、その分析を行った。(課題)③障害者差別解消法の認知度は、平成29年7月に実施したアンケート調査結果で11.3%(参考:平成26年3月 10.3%)と低い状況にあるため、周知・啓発が課題となっている。 ⑤手話通訳者養成講座の修了者数は増加傾向にあるが、派遣事業の支援登録者数は横ばいの状況が続いている。 ⑥手話言語条例に掲げる手話やろう者への理解、手話の普及等に向けては、新たに作成したハンドブック等の活用も含め、引き続き、効果的な取組や手法が求められている。	総合戦略	-
行政が取り組んでいくこと ■働く場の確保 【就労支援等】 (目的)就労や働く場・機会の提供を支援することにより、障害のある人の自立と社会参加を促進する。 (成果)⑨「尼崎市障害者就労・生活支援センターみのり」を通じた平成30年度の就労者数は54人であった。(目標指標A) ⑩市役所内で就労実習を行う「障害者就労チャレンジ事業」については、平成30年度に「障害者就労支援事業」へ統合し、下半期から支援の拡充を図った。新たに専用の執務スペース(本庁舎中館1階)を確保し、利用者(チャレンジャー)の受入人数や期間を拡大するとともに、就労実習の指導員を新たに1名配置するなどして、支援にあたった。 ⑪平成26年度から30年度の5か年の推移をみると、チャレンジャー30人のうち10人が一般就労に結びついた。 ⑫障害者就労施設等の受注機会の確保・拡大に向けては、平成30年度に「障害者就労支援事業」を拡充し、下半期から新たに「障害者就労施設等販路開拓事業」を実施した。受注支援の推進員を新たに1名配置し、「共同受注窓口(機能)」を確保することで、発注先の企業等と受注施設とのマッチングや様々な販売促進活動等に取り組んだ。 ⑬自立支援協議会とも連携を図り、継続的に企業イベントへの出店や庁内販売「尼うえるフェア」の開催(平成30年度:計8回)に取り組むほか、特定随意契約による本市の発注業務について、事業者の選定を行った。(目標指標B) (課題)⑩⑪チャレンジ事業については、チャレンジャーへの支援が効果的なものとなるよう、受入目的や期間のほか、多様な障害特性や個々の能力等に応じた育成・支援内容の整理等を進めていかなければならない。	総合戦略	-

3 主要事業一覧

平成31年度 主要事業名	
1	意思疎通支援事業
2	
3	
4	
5	
平成30年度 主要事業名	
1	障害者就労支援事業
2	意思疎通支援事業
3	手話言語普及啓発事業
4	自発的活動支援事業
5	
平成29年度 主要事業名	
1	障害者IC乗車証交付事業
2	障害者就労支援事業
3	日常生活用具給付等事業
4	意思疎通支援事業
5	障害者移動支援事業

4 市民意識調査(市民評価)



6 評価結果

令和元年度(平成31年度)の取組
【交流・活動支援】 ①「市民福祉のつどい(ミーツ・ザ・福祉)」については、委託事業者や従前の実行委員会、市民等との協働により、引き続き、取組の改善や効果的な周知・啓発を行う。また、「提案型事業委託制度」による開催の効果や課題について検証を進め、当該制度の満了後も安定的かつ効果的な実施が図られるよう検討していく。 ②「自発的活動支援事業」については、実施状況の評価や検証を進め、平年ベースの事業となるよう整理するとともに、引き続き、地域における活動状況やニーズの把握、参加団体の増加に向けた広報等に取り組んでいく。
【差別解消・コミュニケーション支援】 ③「障害者差別解消支援地域協議会」を開催し、差別事例の共有やその解消に向けた取組について協議していく。また、地域への周知・啓発を進めていくため、引き続き、効果的なリーフレット等の活用方法を検討するとともに、新たな啓発用パンフレットの作成に取り組んでいく。 ⑤意思疎通支援事業については、新規開設の失語症者向け支援者養成講座を含め、引き続き各養成講座を実施し、支援者の拡大に取り組む。 ⑥手話の理解や普及等に向けては、ハンドブック等を活用し、引き続き、市民等向けの手話講習会の開催等に取り組んでいく。 ⑦障害特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進に向けては、障害当事者や支援者、庁内関係部局等との協議を進めていく。
【移動支援等】 ⑧移動支援事業については、引き続き、運用見直しによる影響や効果等の検証を進め、自立支援協議会において評価等を行っていく。また、重度の知的・精神障害のある利用者について、専門性の高いヘルパーが支援する「行動援護」への移行を進めていくため、ヘルパー研修の日程等を周知するなどし、適切なサービス提供に向けて取り組んでいく。
【就労支援等】 ⑩⑪⑫⑬「障害者就労チャレンジ事業」や「障害者就労施設等販路開拓事業」については、より効果的な支援となるよう、引き続き、事業の運営手法等について検証を進めていく。また、チャレンジャーの個々の能力等に応じた業務を安定的に確保していくため、一層の事業周知や各所属との連携強化を図るとともに、障害者就労施設の受注機会の確保・拡大に向けて、広報媒体の充実を図るほか、企業イベントへの出店や庁内販売「尼うえるフェア」の開催回数の増加等に取り組んでいく。
主要事業の提案につながる項目

・「市民福祉のつどい(ミーツ・ザ・福祉)」は、民間の活力により、障害のある人や支援団体等と気軽に触れ合うことが出来る場となり、その来場者数は増加傾向にある。今年度に提案型事業委託の最終年度を迎えることから、その成果を振り返るとともに、令和2年度からの新たな契約に向けて今後の協働手法のあり方を検討する必要がある。

・「尼崎市手話言語条例」を制定したことで、手話の理解や普及等に向けて様々な取組が実施されている。今後は、他都市事例を参考に、聴覚に障害がある人だけでなく、障害特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進に向けての検討を進めていく。